第百九十八条第四項中「又は給与所得者の配偶者控除等申告書」を「、給与所得者の配偶者控除等申告書又は給与所得者の特定親族特別控除申告書」に、「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族、第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族」に、「及び第百九十五条の二第一項」を「、第百九十五条の二第一項及び第百九十五条の三第一項」に改める。

第二百三条の三第一号イ中「六万五千円」を「七万五千円」に、「九万円」を「十万円」に改め、同号ヘ中「控除対象扶養親族（」を「源泉控除対象親族（第二百三条の六第一項第四号に規定する源泉控除対象親族に限り、」に、「控除対象扶養親族が」を「源泉控除対象親族が」に、「、第二百三条の六第三項」を「同条第三項」に、「控除対象扶養親族に」を「源泉控除対象親族に」に、「控除対象扶養親族の」を「源泉控除対象親族の」に、「又は老人扶養親族」を「、老人扶養親族又は第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（くにおいて「特定親族」という。）」に改め、「その特定扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第四号中「六万五千円」を「七万五千円」に、「九万円」を「十万円」に改める。

第二百三条の四の次に次の一条を加える。

（源泉控除対象親族に係る控除の適用）

第二百三条の四の二　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者（以下この条において「対象居住者」という。）の当該申告書に源泉控除対象親族（第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族に限る。以下この条において同じ。）である旨の記載がされた者（以下この条において「対象者」という。）が、他の者を、当該対象者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとして、第二百三条の三第一号から第三号まで（徴収税額）の規定を適用する。

第二百三条の六第一項第四号中「控除対象扶養親族の氏名」を「源泉控除対象親族（当該支払を受ける日の属する年の第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額の見積額が八十五万円を超える者を除く。以下この項、第三項及び第七項において同じ。）の氏名」に、「控除対象扶養親族のうち」を「源泉控除対象親族のうち」に、「又は老人扶養親族」を「、老人扶養親族又は第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族」に改め、同項第六号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同条第三項中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、「（定義）」を削り、同条第七項中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

第二百四条第一項第三号中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「支払基金から」を「基盤機構から」に改める。

第二百二十四条の三第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定受益証券発行信託の元本の払戻し（当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。）により交付を受ける金銭

別表第一委託者保護基金の項の次に次のように加える。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法

別表第一社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

別表第二から別表第五までを次のように改める。

別表第二　給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

（一）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			甲										乙
			扶養親族等の数										
以上	未満		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
	105,000円未満	円	税額										税額
			円	円	円	円	円	円	円	円			円
105,000	107,000		170	0	0	0	0	0	0	0			3,700
107,000	109,000		270	0	0	0	0	0	0	0			3,700
109,000	111,000		370	0	0	0	0	0	0	0			3,800
111,000	113,000		470	0	0	0	0	0	0	0			3,900
113,000	115,000		570	0	0	0	0	0	0	0			4,000
115,000	117,000		670	0	0	0	0	0	0	0			4,000
117,000	119,000		770	0	0	0	0	0	0	0			4,100
119,000	121,000		870	0	0	0	0	0	0	0			4,200
121,000	123,000		970	0	0	0	0	0	0	0			4,200
123,000	125,000		1,070	0	0	0	0	0	0	0			4,300
125,000	127,000		1,170	0	0	0	0	0	0	0			4,600
127,000	129,000		1,270	0	0	0	0	0	0	0			4,900
129,000	131,000		1,370	0	0	0	0	0	0	0			5,200
131,000	133,000		1,470	0	0	0	0	0	0	0			5,400
133,000	135,000		1,570	0	0	0	0	0	0	0			5,700
135,000	137,000		1,670	0	0	0	0	0	0	0			6,000
137,000	139,000		1,770	190	0	0	0	0	0	0			6,300
139,000	141,000		1,870	290	0	0	0	0	0	0			6,600
141,000	143,000		1,970	390	0	0	0	0	0	0			6,900
143,000	145,000		2,070	490	0	0	0	0	0	0			7,200
145,000	147,000		2,170	590	0	0	0	0	0	0			7,500
147,000	149,000		2,270	690	0	0	0	0	0	0			7,800
149,000	151,000		2,370	790	0	0	0	0	0	0			8,100
151,000	153,000		2,470	890	0	0	0	0	0	0			8,400
153,000	155,000		2,570	990	0	0	0	0	0	0			8,700
155,000	157,000		2,670	1,090	0	0	0	0	0	0			9,000
157,000	159,000		2,770	1,190	0	0	0	0	0	0			9,300
159,000	161,000		2,850	1,270	0	0	0	0	0	0			9,600
161,000	163,000		2,920	1,340	0	0	0	0	0	0			9,900
163,000	165,000		2,990	1,410	0	0	0	0	0	0			10,200
165,000	167,000		3,060	1,480	0	0	0	0	0	0			10,500
167,000	169,000		3,130	1,550	0	0	0	0	0	0			10,800
169,000	171,000		3,200	1,620	0	0	0	0	0	0			11,100
171,000	173,000		3,270	1,690	100	0	0	0	0	0			11,300
173,000	175,000		3,340	1,760	170	0	0	0	0	0			11,600
175,000	177,000		3,410	1,830	240	0	0	0	0	0			11,900
177,000	179,000		3,480	1,900	310	0	0	0	0	0			12,200
179,000	181,000		3,550	1,970	380	0	0	0	0	0			12,500
181,000	183,000		3,620	2,040	450	0	0	0	0	0			13,000
183,000	185,000		3,690	2,110	520	0	0	0	0	0			13,700
185,000	187,000		3,760	2,180	590	0	0	0	0	0			14,400
187,000	189,000		3,830	2,250	660	0	0	0	0	0			15,100
189,000	191,000		3,900	2,320	730	0	0	0	0	0			15,800
191,000	193,000		3,970	2,390	800	0	0	0	0	0			16,500
193,000	195,000		4,040	2,460	870	0	0	0	0	0			17,200